

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事 ●市区町村長等
2. 都道府県名	栃木県
3. 市区町村名	佐野市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	120-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.sano.lg.jp/kakuka/gyouseikeiei/02-02/12.html

執行機関名 佐野市長

不妊治療費用の補助に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	不妊治療費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	98	
③番号法別表第2の項	120	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		佐野市個人番号の利用に関する条例別表第1 第10の項 不妊治療費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年5月30日法律第50号）第1条	佐野市不妊治療費補助金交付要綱（平成22年佐野市告示第67号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、 <u>難病（発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。以下同じ。）</u> の患者に対する医療その他難病に関する施策（以下「 <u>難病の患者に対する医療等</u> 」という。）に関し必要な事項を定めることにより、 <u>難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。</u>	第1条 <u>不妊治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減し、少子化対策の推進を図るため市が交付する不妊治療費補助金（以下、「補助金」という。）については、佐野市補助金等交付規則（平成17年佐野市規則第60条）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		佐野市不妊治療費補助金交付要綱（平成22年佐野市告示第67号）